

第6回 肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会

【情 報 提 供】

【国土交通省関係】

- ① 「水防法等の一部を改正する法律」の公布概要
(H29. 5. 19)

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

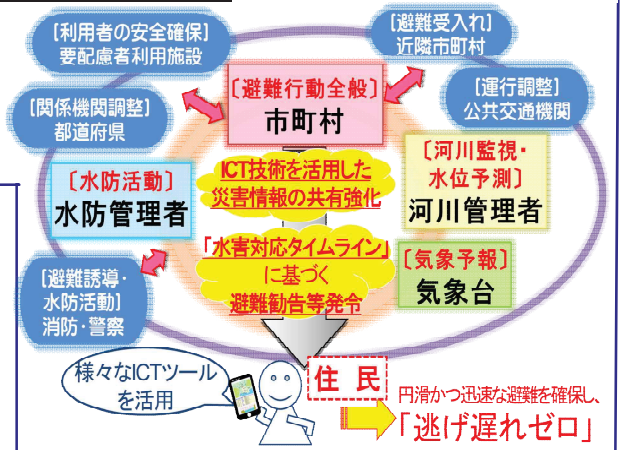
※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ
「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。
- ※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

予算制度関係

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】
洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現
(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

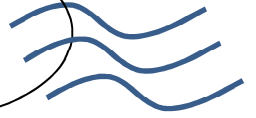
716/31,208施設(約2%) (2016年3月)
⇒関係機関と連携し、
2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会※ (約37%) (2016年12月)
⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定
※ 法定協議会の母数は見込み

【愛媛県関係】

- ① 「地方水防連絡協議会」から「大規模氾濫に関する減災対策協議会」への拡充（設立）について



愛顔あふれる 川づくり

大規模氾濫に備える避難体制の強化

～逃げ遅れゼロを目指して『地域の取組方針』の策定に着手します！～

愛媛県では、今回、県下 10 の地方局建設部、土木事務所ごとに、県・市町等の関係機関で組織する『大規模氾濫に関する減災対策協議会』を設立しますのでお知らせします。

この協議会では、近年、全国各地で頻発している大規模氾濫から、県民の“逃げ遅れゼロ”を目指した『地域の取組方針』を策定し、関係機関が連携して取組むことで、水害から、県民の安全・安心の確保を目指します。

なお、この取組は、国の『水防災意識社会再構築ビジョン』に沿ったもので、『平成 29 年度愛媛県水防計画』及び『愛媛県・市町連携推進プラン（平成 29 年度版）』、に位置付けたものです。

【大規模氾濫に関する減災対策協議会のイメージ】

全国各地で甚大な被害が発生



本県でも大規模氾濫は必ず発生するとの意識改革

減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進

地方
水防連絡
協議会



大規模氾濫
に関する
減災対策
協議会

これまでの地方水防連絡協議会を拡充し、
「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を
設立

減災対策協議会

地方水防連絡協議会

県土木事務所

警察

市 町

消 防

市町長

オブザーバー

国土交通省

気 象 台

「地域の取組方針」を作成

「逃げ遅れゼロ」達成を目標



目標達成に向けた取組

- ⇒ 情報伝達、避難計画等に関する取組
- ⇒ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
- ⇒ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

※各機関において構成員が異なる場合がある。

《大規模氾濫に関する減災対策協議会の設立日程》

| 機 関 名 | 開催日時 | 場 所 | 備 考 |
|-----------|--------------------|------------------------|-------------------|
| 東予地方局建設部 | 6月2日(金) 10:00~ | 東予地方局 7階大会議室 | |
| 四国中央土木事務所 | 6月5日(月) 9:00~ | 四国中央市消防防災 センター5階会議室 | |
| 今治土木事務所 | 6月7日(水) 10:30~ | 今治支局 4階大会議室 | |
| 中予地方局建設部 | 6月7日(水) 14:00~ | 中予地方局 7階大会議室 | |
| 久万高原土木事務所 | 6月5日(月) 10:00~ | 久万高原土木事務所 2階会議室 | |
| 南予地方局建設部 | 6月6日(火) 13:00~ | 南予地方局 7階会議室 | |
| 大洲土木事務所 | 5月31日(水) 14:30~ | 大洲市役所別館3階 第1会議室 | 開始時間を変更する場合があります。 |
| 八幡浜土木事務所 | 6月2日(金) 10:00~ | 八幡浜支局 7階中会議室 | |
| 西予土木事務所 | 6月1日(木) 13:00~ | 西予土木事務所 会議室 | |
| 愛南土木事務所 | 6月16日(金) 13:30~ | 愛南庁舎 会議室 | |
| 10 協議会 | | | |



◇大規模氾濫に備える避難体制の強化

【現状と課題】

- 平成27年の鬼怒川水害、平成28年の岩手県小本川での水害など、近年、全国各地で、河川の氾濫に伴う甚大な被害が発生し、地球温暖化による気候変動の影響が顕著化しつつあり、**水災害の「頻発化・激甚化」**が懸念されています。
- 本県においても、**大規模な氾濫が“必ず起こる”**と認識し、県・市町が連携して、**水防体制・避難体制の強化**を図り、いざという時に、**住民が円滑・迅速に避難**できるよう**備える**ことが必要です。

【連携・一体化の取組】

◆大規模氾濫に備える

『地域の取組方針』作成・実施

[大規模氾濫に関する減災対策協議会設立]

- 被害の軽減・避難時間確保のための水防活動の取組
- 円滑・迅速な避難のための取組

【取組による効果】

- ◆迅速な水防活動の実施
- ◆的確な避難勧告等の発令
- ◆水害に関する意識向上

住民の円滑・迅速な避難

【連携・一体化の取組イメージ】

《県の役割》

- 河川に係る専門的知識を活かし市町を支援

《市・町の役割》

- 的確な避難勧告発令など住民の避難体制を構築

- ◆河川防災情報の提供
河川水位、河川監視カメラ画像
洪水浸水想定区域図…等
- ◆水防活動の支援

連 携

- ◆避難計画の作成
- ◆水防活動の実施
- ◆避難勧告等の発令

《大規模氾濫に関する減災対策協議会》

大規模氾濫に備える地域の取組を強化

県・市町
警察・消防
が連携して…

- 現状を再確認
- 課題を抽出

- 《取組方針》
- 水防活動
- 避難計画・避難勧告
- 住民への意識啓発等
- 河川防災情報

《住民》

円滑・迅速な避難 ▶ 安全・安心の確保

《スケジュール》

- 平成29年出水期まで：3建設部・7土木事務所単位 大規模氾濫に関する減災対策協議会 設立
- 平成29年度末：大規模氾濫に備える『地域の取組方針』策定（予定）
- 平成30年度以降：『地域の取組方針』フォローアップ